令和６年（ワ）第５８４９号　地位確認等請求事件
原　告　松竹伸幸
被　告　日本共産党

証拠説明書

東京地方裁判所民事第３７部合議Ｅ係　御中

２０２５年１２月１日

被告訴訟代理人

弁護士　小林亮淳　代
同　長澤彰　代
同　加藤健次
同　尾林芳匡　代
同　山田大輔　代
同　松島暁　代

※末尾に被告準備書面（4）別表「原告の批判とそれに対する被告の反論の経過一覧」と書証の対応関係を整理した

番号(乙)	標目		作成日	作成者	立証趣旨
17	ABEMA Prime	写し	2023.1.18	ABEMA Prime	原告が、2023年1月16日、ABEMA Prime「党首公選をやれば『志位委員長が変わる見込みはかなりある』“共産党を変えたい”現役党員が異例の訴え」に出演し、安保・自衛隊政策で真逆の政党が一緒になってもうまくいかない（2頁）、中央委員会は全員一致だが現場では不満が渦巻いている（3頁）、などと党を批判したこと。
18	文春オンライン	写し	2023.1.20	株式会社文藝春秋	2023年1月20日発行の文春オンライン「《シン・日本共産党宣言》『共産党は“怖い”と思われている』ヒラ党員が異例の執行部批判、元安保外交部長（67）が『党首公選を実施すれば日本の政治がマシになる』と訴えるワケ」において、原告が党首公選制を採用すれば「共産党は怖い」という国民の不安を和らげることができるのに、それを採用しないと党を批判したこと。

19	原告オフィシャルブログ「『赤旗』藤田論文について・２」	写し	2023.1.22	原告	2023年1月22日、原告が自身のブログ「『赤旗』藤田論文について・２」で、藤田論文が原告の主張する「核抑止抜きの専守防衛」を綱領に反すると批判したことについて、そうであれば志位委員長の見解も綱領に反することになると強弁し、党の見解について、「国民多数の支持を得て政権をめざす政党にはなり得ない」と批判したこと。
20	原告オフィシャルブログ「『赤旗』藤田論文について・３」	写し	2023.1.23	原告	2023年1月23日、原告が自身のブログ「『赤旗』藤田論文について・３」ー藤田論文が原告の主張する「党首公選」を規約からの逸脱と批判したことについて、規約違反を「断定」、「『思い違い』の可能性」などとして、原告の言動は党規約に反していないと強弁したこと。
21	原告オフィシャルブログ「『赤旗』藤田論文について・４」	写し	2023.1.24	原告	2023年1月24日、原告が自身のブログ「『赤旗』藤田論文について・４」で、党規約５条５項「党の決定に反する意見を、勝手に発表することはしない」は、禁止規定ではなく訓示規定であるなどと主張し、原告の言動は党規約に反していないと強弁したこと。
22	原告オフィシャルブログ「『赤旗』藤田論文について・５」	写し	2023.1.25	原告	2023年1月25日、原告が自身のブログ「『赤旗』藤田論文について・５」で、党規約は「循環型の精神」で運用されるべきだとして、原告の言動が党規約に反していないと強弁したこと。
23	原告オフィシャルブログ「『赤旗』藤田論文について・６」	写し	2023.1.26	原告	2023年1月26日、原告が自身のブログ「『赤旗』藤田論文について・６」で、党規約５条６項「中央委員会にいたるどの機関にたいしても、質問し、意見をのべ、回答をもとめることができる」について、この条項が機能しているか疑問があるとして、党員の権利が踏みにじられていると党を批判したこと。
24	J-CASTニュース	写し	2023.2.4	J-CAST ニュース	2023年2月4日のJ-CASTニュース「『このままでは共産党の衰退が加速する』抱いた危機感党員・松竹伸幸氏が『党首公選』を訴える理由」（前編）において、原告が、野党共闘の行きづまりがあり、党がそれに対してどう向かっていくのか方針を打ち出していない（2頁）、内部の議論が可視化されていない、特定の見解だけしか持っていないように見られる（4頁）、などと党を批判したこと。

25	J-CASTニュース	写し	2023.2.5	J-CAST ニュース	2023年2月5日、J-CASTニュース「共産・志位委員長は『自分の口で言えばいいと思う』『党首公選』への反応めぐりベテラン党員が抱いた違和感」（後編）において、原告が、党首公選制を否定した決定はどこにもない（2頁）、などと強弁したうえで、藤田論文を「低レベルな議論」だ（3頁）と批判したこと。
26	文春オンライン	写し	2023.2.6	株式会社文藝春秋	2023年2月6日発行の文春オンライン「《除名へ》『共産党は“怖い”と思われている』ヒラ党員が異例の執行部批判、元安保外交部長（68）が『党首公選を実施すれば日本の政治がマシになる』と訴えるワケ《シン・日本共産党宣言》」において、文春オンラインが、1月20日付で原告が党を批判した記事を再配信したこと。
27	しんぶん「赤旗」	写し	2023.2.7	被告	2023年2月6日、被告の小池晃書記局長が記者会見で、原告の処分について、「異論を持ったから除名した」との報道は事実と違うことを指摘し、原告の処分は、党規約にもとづく権利を行使しないで、規約と綱領に対する攻撃を行ったことに対するものであることを説明したこと。
28	原告オフィシャルブログ「共産党員は、党にとどまってください」	写し	2023.2.7	原告	2023年2月7日、原告が自身のブログ「共産党員は、党にとどまってください」で、党員に対して、党にとどまり、党大会の代議員に立候補し、党大会で除名に反対する一票を投じるよう慫慂したこと。
29	文春オンライン	写し	2023.2.9	株式会社文藝春秋	2023年2月9日発行の文春オンライン「《ヒラ党員“粛清”》『共産党は滅びかねない』除名された元安保外交部長（68）が徹底抗戦『分派活動はしていない』『外部に公開するしか選択肢がなかった』《シン・日本共産党宣言》」において、原告が、およそ近代政党とは言いがたい個人独裁的党運営などと党を攻撃する鈴木元氏の著書との同時発売を営業上の観点からのものと強弁し（4頁）、民主集中制という名の上意下達システムから抜けきらないなどと党を批判したこと（8頁）。
30	しんぶん「赤旗」「志位委員長の記者会見　松竹氏をめぐる問題についての一問一答」	写し	2023.2.11	被告	2023年2月9日、被告の志位和夫委員長（当時）が記者会見で原告の除名処分をめぐる記者からの質問に回答した内容。

31	しんぶん赤旗「日本共産党の指導部の選出方法について――一部の攻撃にこたえて」	写し	2023.2.12	山下芳生（被告副委員長）	2023年2月11日、被告の山下芳生副委員長が党指導部の選出方法についての基本的な考えを示し、党員の直接選挙で党首を選んでいないことを「閉鎖的」などとする主張に反論したこと。
32	毎日新聞「政治プレミア」	写し	2023.2.23	株式会社毎日新聞社	2023年2月23日、毎日新聞「政治プレミア」―「党首公選　共産は『異論を許さない』集団ではないはずだ」－において、原告が党首公選制を主張したのは党を攻撃するためではなく党内から党を良くするためだ（1頁）と強弁したこと。
33	しんぶん赤旗「政党のあり方と社会のあり方の関係を考える――一部の疑問に答えて」	写し	2023.2.25	土井洋彦（被告書記局次長）	2023年2月25日、被告の土井洋彦書記局次長が「政党のあり方と社会のあり方の関係を考える――一部の疑問に答えて」において、原告の除名をめぐって、一部の識者から出されている「党内のあり方も自由であるべき」との疑問に対して、党のあり方と、党がめざす社会との関係を説明し、反論したこと。
34	J-CASTニュース「共産党『除名騒動』で強まる逆風　当人も『想定外』だったスピード処分と批判の過熱」	写し	2023.2.27	J-CASTニュース	2023年2月27日、原告が日本外国特派員協会で記者会見し、24年1月に予定される党大会に除名処分の再審査を求める考えを表明したこと（3頁）。
35	週刊朝日	写し	2023.3.23（発行日）	株式会社朝日新聞社	2023年3月23日発行の週刊朝日「共産党・除名処分　松竹伸幸が語る真相『調査の時は納得してくれた様子でした』」において、原告が、党と政権で基本政策を使い分けるというのはあまりにもご都合主義的で国民の理解が得られない（6頁）と党を批判したこと。
36	「不破哲三氏への手紙　日本共産党をあなたが夢見た21世紀型に」（宝島社新書、抜粋）	写し	2023.8.24（刊行日）	原告	2023年8月24日に刊行された「不破哲三氏への手紙　日本共産党をあなたが夢見た21世紀型に」（宝島社新書）において、原告が、綱領と規約を自分勝手に解釈し、自らの主張が不破前議長と同じ考えであるかのように主張し、「間違っているのは党指導部」、「現在の党指導部は、自分で決めた新規約と新綱領の精神について、十分には理解していない」、「綱領と規約が、党の幹部にもまったく理解されていない」などと批判した。さらに党指導部の政策および党規約の運用が、「野党共闘の行き詰まりと敗北」、「23年統一地方選挙での敗北」、「『赤旗』部数の連続的な大幅後退」などを招いたなどと批判したこと。

37	反訳文 （2023年8月9日の記者会見における原告の発言の一部をYouTubeから反訳したもの）	写し	2025. 11. 19	被告	2023年8月9日、原告が除名処分再審査に向かう方針を説明する記者会見（東京・日比谷図書文化館４F小ホール）を開催し、24年1月の党大会に向けて、党員に対して、原告の復党が実現するように行動することを慫慂したこと。
38	原告オフィシャルブログ 「再審査請求書にご意見をください」	写し	2023. 8. 24	原告	2023年8月24日、原告が自身のブログ「再審査請求書にご意見をください」で、党大会に提出する再審査請求書への意見を求めるとともに、全国の党員に対して、自らへの同調を訴えていくことを表明したこと。
39	原告オフィシャルブログ 「YouTube動画を重視する戦略」	写し	2023. 10. 4	原告	2023年10月4日、原告が自身のブログ「YouTube動画を重視する戦略」で、「共産党の中央委員会総会で党大会の招集が決まる6日以降、私の除名問題での再審査のための活動も本格的にやっていくことになります」と述べ、YouTube動画を活用して、党中央が綱領と規約を踏みにじっていることを明らかにしていく考えを表明したこと。
40	原告オフィシャルブログ 「共産党10中総と平行して記者会見をライブ中継」	写し	2023. 11. 12	原告	2023年11月12日、原告が自身のブログ「共産党10中総と平行して記者会見をライブ中継」で、「ここで採択される大会決議案をもとに全党で議論が展開され、来年1月の党大会に向けて代議員が選出されることになります。私はその大会における除名問題の再審査を求めていますので、10中総をもって活動を飛躍的に強化することになります」と述べ、党大会に向けた策動を強化することを表明したこと。
41	原告オフィシャルブログ 「党内で改革をしたい方へ」	写し	2023. 11. 29	原告	2023年11月29日、原告が自身のブログ「党内で改革をしたい方へ」で、「指導部の提案に心ならずも賛成していくことになるわけですが、そのような態度は、私の除名問題が党大会で決着するまでの限定的なものに止めることです」、「私が党に戻ることがないと確定した時点で、是非、積極的なチャレンジを試みるべきだと考えます」、「本心はこうなのだと堂々と述べて改革に乗りだしてください」と訴え、党内の同調者に“党改革”にのりだすよう慫慂したこと。
42	反訳書 （YouTube「チャンネル登録１０００名突破　除名処分再審査請求書提出！感謝ライブ」における原告の発言の一部をを反訳したもの）	写し	2025. 11. 19	被告	2023年11月4日、YouTube「チャンネル登録１０００名突破　除名処分再審査請求書提出！感謝ライブ」において、原告が「このYouTubeについても、その代議員が選出される過程でそうやって対談もするし、私が党の綱領や規約についても語って、是非、あの支持をしていただいて、代議員として（大会に）出ていただいて、党大会の場で議論に参加できるようになればいいい」と訴え、党員に原告に同調することを慫慂したこと。

43の1	反訳書	写し	2025. 11. 19	被告	2023年2月2日に行われた原告に対する被告の京都南地区委員会と京都府委員会の合同の調査におけるやりとりの内容（甲43の2がその際の録音、甲43の1はその反訳文）
43の2	録音	写し	2023. 2. 2	被告	

【被告準備書面(4)別表】原告の批判とそれに対する被告の反論の経過一覧		
原告の被告に対する批判	原告の批判に対する被告の反論	資料
2022年		
（10月10日） 産経新聞「共産党100年　第3部　見えぬ未来　中」－自衛隊活用論は国民に響かない、違憲論は野党共闘の障害、いずれ合憲論に舵を切らざるをえない、などと党の政策を批判した		乙1
（10月12日） 産経新聞「共産党100年　第3部　見えぬ未来　下」―党員は公式見解以外の意見を口にできない、国民から異質な党だとしか見られないと党を批判した		乙2
（11月2日） 毎日新聞・政治プレミア「岐路に立つ共産党『自衛隊活用論』の本気度」－安保廃棄の基本政策や自衛隊の違憲解消論が野党共闘の障害になっていると党の政策を批判した		乙3
（11月8日） 論座「共産党を変える！党員・松竹伸幸の挑戦　私、共産党の党首選に出ます！～『自衛隊活用論』を唱えてきたヒラ党員の覚悟」―中央委員会の議決が「全会一致」だったとして、異論を許さない政党であるかのように党を批判した		乙4
（12月2日） 論座「共産党を変える！党員・松竹伸幸の挑戦　小池晃書記局長のパワハラ問題で共産党は変わるか？～党首公選は絶好の機会」―民主集中制がパワハラを生み出しかねない、ヒラ党員は決定を無条件に実行しなければならない、などと党を批判した		乙5
（12月26日） 論座「共産党を変える！党員・松竹伸幸の挑戦　共産党は矛盾を強みに変えて『左側の自民党』をめざせ～徹底的な議論へ党首公選を」―安保廃棄・自衛隊解消の基本政策は、国際社会の常識・国民意識から外れていると党を批判した		乙6
2023年		
（1月16日） ABEMA Prime「党首公選をやれば『志位委員長が変わる見込みはかなりある』“共産党を変えたい”現役党員が異例の訴え」－安保・自衛隊政策で真逆の政党が一緒になってもうまくいかない、中央委員会は全員一致だが現場では不満が渦巻いている、などと党を批判した		乙17
（1月19日） 週刊文春「共産党激震！志位委員長に3冊の挑戦状」(1月26日号)－党の体制を批判する本が3冊同時に出るのは偶然ではなく、原告が、同時出版のために鈴木元氏に執筆を急がせたものであることを明言した		乙8
（1月19日）『シン・日本共産党宣言』(文春新書)を出版－共産党が異論を許さない政党であるかのように描き異論を可視化するには党首公選制が必要だと主張するとともに、安全保障条約廃棄、自衛隊の段階的解消政策が野党共闘の障害となっており同政策からの転換が必要だとして党の基本路線・政策を批判した		甲1

（1月19日） 野党クラブで記者会見―野党共闘の混迷は党の基本政策である安保廃棄・自衛隊違憲の政策にあると党を批判した		乙7
（1月20日） 文春オンライン「《シン・日本共産党宣言》『共産党は“怖い”と思われている』ヒラ党員が異例の執行部批判、元安保外交部長（67）が『党首公選を実施すれば日本の政治がマシになる』と訴えるワケ」－党首公選制を採用すれば「共産党は怖い」という国民の不安を和らげることができるのに、それを採用しないと党を批判した		乙18
	（1月21日） 藤田健赤旗編集局次長の論説「規約と綱領からの逸脱は明らか―松竹伸幸氏の一連の言動について」を「しんぶん赤旗」に掲載し、原告が現役党員を名乗って、出版本、ネットTV、週刊誌等で主張している「党首公選制」、「核抑止抜きの専守防衛」などの主張が、党の規約と綱領から逸脱したものである旨を明らかにして反論（政治的警告）した	甲6-1
（1月21日） ブログ「『赤旗』藤田論文について・1」－政治的な警告の文書であった藤田論文（甲6-1）について「私はそう考えていない」、「綱領、規約の解釈が異なっている」等と外からの批判を継続することを宣言した		乙9
（1月22日）ブログ「『赤旗』藤田論文について・2」－藤田論文が原告の主張する「核抑止抜きの専守防衛」を綱領に反すると批判したことについて、そうであれば志位委員長の見解も綱領に反することになると強弁し、党の見解について、「国民多数の支持を得て政権をめざす政党にはなり得ない」と批判した		乙19
（1月23日） ブログ「『赤旗』藤田論文について・3」－藤田論文が原告の主張する「党首公選」を規約からの逸脱と批判したことについて、規約違反を「断定」、「『思い違い』の可能性」などとして、原告の言動は党規約に反していないと強弁した		乙20
（1月24日） ブログ「『赤旗』藤田論文について・4」－党規約5条5項「党の決定に反する意見を、勝手に発表することはしない」は、禁止規定ではなく訓示規定であるなどと主張し、原告の言動は党規約に反していないと強弁した		乙21
（1月25日） ブログ「『赤旗』藤田論文について・5』－党規約は「循環型の精神」で運用されるべきだとして、原告の言動が党規約に反していないと強弁した		乙22
（1月26日） ブログ「『赤旗』藤田論文について・6』－党規約5条6項「中央委員会にいたるどの機関にたいしても、質問し、意見をのべ、回答をもとめることができる」について、この条項が機能しているか疑問があるとして、党員の権利が踏みにじられていると党を批判した		乙23

（2月4日） JCASTニュース「『このままでは共産党の衰退が加速する』抱いた危機感党員・松竹伸幸氏が『党首公選』を訴える理由」（前編）－野党共闘の行きづまりがあり、党がそれに対してどう向かっていくのか方針を打ち出していない、内部の議論が可視化されていない、特定の見解だけしか持っていないように見られる、などと党を批判した		乙24
（2月5日） JCASTニュース「共産・志位委員長は『自分の口で言えばいいと思う』『党首公選』への反応めぐりベテラン党員が抱いた違和感」（後編）－党首公選制を否定した決定はどこにもない、などと強弁したうえで、藤田論文を「低レベルな議論」だと批判した		乙25
	（2月5日） 京都南地区常任委員会が原告の除名を決定した	甲2
	（2月6日） 京都府常任委員会が原告の除名処分を承認し、除名通知文を原告に送付。京都南地区常任委員会と京都府常任委員会が連名で「松竹伸幸氏の除名処分について」を発表した（7日付・「しんぶん赤旗」に掲載）	
（2月6日） 文春オンライン「《除名へ》『共産党は“怖い”と思われている』ヒラ党員が異例の執行部批判、元安保外交部長（68）が『党首公選を実施すれば日本の政治がマシになる』と訴えるワケ《シン・日本共産党宣言》」―文春オンラインが、1月20日付で原告が党を批判した記事を再配信		乙26
（2月6日） 日本記者クラブで記者会見－党員に対して、自らに同調し、党大会に代議員として出て、除名に反対だという意思表示をするよう慫慂した		乙10
	（2月6日） 小池晃書記局長が記者会見で、原告の処分について、「異論を持ったから除名した」との報道は事実と違うことを指摘し、原告の処分は、党規約にもとづく権利を行使しないで、規約と綱領に対する攻撃を行ったことに対するものであることを説明した	乙27
（2月7日） ブログ「共産党員は、党にとどまってください」－党員に対して、党にとどまり、党大会の代議員に立候補し、党大会で除名に反対する一票を投じるよう慫慂した		乙28
	（2月8日） 土井洋彦書記局次長「党攻撃とかく乱の宣言―松竹伸幸氏の言動について」を「しんぶん赤旗」に掲載し、原告が2月6日に日本記者クラブで行った会見内容に対して反論した	甲6-2
（2月9日） 文春オンライン「《ヒラ党員“粛清”》『共産党は滅びかねない』除名された元安保外交部長（68）が徹底抗戦『分派活動はしていない』『外部に公開するしか選択肢がなかった』《シン・日本共産党宣言》」－およそ近代政党とは言いがたい個人独裁的党運営などと党を攻撃する鈴木元氏の著書との同時発売を、営業上の観点からのものと強弁し、民主集中制という名の上意下達システムから抜けきらないなどと党を批判した		乙29

	（2月9日） 志位和夫委員長が記者会見で原告の除名処分をめぐる記者からの質問に回答した。「しんぶん赤旗」（10日付）に「志位委員長の記者会見 松竹氏をめぐる問題についての一問一答」を掲載した	乙30
	（2月11日） 山下芳生副委員長「日本共産党の指導部の選出方法について――一部の攻撃にこたえて」―党指導部の選出方法についての基本的な考えを示し、党員の直接選挙で党首を選んでいないことを「閉鎖的」などとする主張に反論した	乙31
（2月13日） YouTube「田原総一朗チャンネル」に出演した		
（2月13日） YouTube「文藝春秋電子版」で経済学者・斎藤幸平氏と対談した		
（2月14日） 「市民社会フォーラム」で出版記念講演会（オンライン）に出演した		
（2月14日） FLASH（2月28日号・14日発売）にて評論家・古谷経衡氏と対談―「地方議員のなかにはツイッターで『松竹さん頑張れ』『志位一派を追い出せ』と支持してくださる方もいます。『私は地方議員だが離党しようと思う』という連絡もいただきました。私は、来年1月の党大会で復党への再審査を求めるつもりなので、その方には『離党せずに、1月の再審査に代議員として参加してください』とお願いしました」と述べ、党内の同調者と連絡をとっていることを表明した		乙11
	（2月19日） H論説「松竹氏、党かく乱者であることを告白」を「しんぶん赤旗」に掲載。原告がFLASH（2月28日号）で党内の同調者と連絡をとっていることを明言していることに対し、党外からマスメディアを利用し、党員に自らへの同調と党大会での処分撤回に賛同を呼びかける原告の言動を批判した	甲6-3
（2月23日） 毎日新聞「政治プレミア」―「党首公選　共産は『異論を許さない』集団ではないはずだ」－党首公選制を主張したのは党を攻撃するためではなく党内から党を良くするためだと強弁した		乙32
	（2月25日） 土井洋彦書記局次長「政党のあり方と社会のあり方の関係を考える――一部の疑問に答えて」を「しんぶん赤旗」に掲載。原告の除名をめぐって、一部の識者から出されている「党内のあり方も自由であるべき」との疑問に対して、党のあり方と、党がめざす社会との関係を説明し、反論した	乙33
	（2月26日） 2月23日に志位和夫委員長が神戸市内で行った演説内容を「しんぶん赤旗」に掲載。原告の除名処分を利用して、一部大手メディアが「共産党は異論を許さない党だ」というキャンペーンをしていることに対して、原告の除名は、異論を持ったから行ったのではなく、党の綱領と規約に対して事実に反する批判を行ったことから行ったものであることを説明し、反論した	甲6-4

（2月27日） 日本外国特派員協会で記者会見。JCASTニュース「共産党『除名騒動』で強まる逆風 当人も『想定外』だったスピード処分と批判の過熱」―24年1月に予定される党大会に除名処分の再審査を求める考えを表明した		乙34
（3月23日） 週刊朝日「共産党・除名処分　松竹伸幸が語る真相『調査の時は納得してくれた様子でした』」－党と政権で基本政策を使い分けるというのはあまりにもご都合主義的で国民の理解が得られないと党を批判した		乙35
（7月10日） ブログ「党大会代議員予定候補者が結集！？」―「うれしかったのは、終了後、何人もが私のところにやってきて、『僕は来年1月の党大会代議員になりたいと思っています』『私もです。除名の再審査をくつがえしましょう』と言ってきてくださったことです」、「一方、その問題を党内でつよく主張すると、反発されて代議員に選ばれないかもしれない。…そこがいちばん難しいところです」、「現在の党指導部の方針に反対していたとしても、…必ずしも明確に反対すると言わないやり方もある。そして、必要な時と場所で、堂々と態度を明確にすればいい」と同調する党員に本心を隠して党大会代議員になるよう指南した		乙12
（8月9日） 『不破哲三氏への手紙　日本共産党をあなたが夢見た21世紀型に』（宝島社新書／発行日は8月24日）―綱領と規約を自分勝手に解釈し、自らの主張が不破前議長と同じ考えであるかのように主張し、「間違っているのは党指導部」、「現在の党指導部は、自分で決めた新規約と新綱領の精神について、十分には理解していない」、「綱領と規約が、党の幹部にもまったく理解されていない」などと批判した。さらに党指導部の政策および党規約の運用が、「野党共闘の行き詰まりと敗北」、「23年統一地方選挙での敗北」、「『赤旗』部数の連続的な大幅後退」などを招いたなどと批判した		乙36
（8月9日） 除名処分再審査に向かう方針を説明する記者会見（東京・日比谷図書文化館4F小ホール）―24年1月の党大会に向けて、党員に対して、原告の復党が実現するように行動することを慫慂した		乙37
（8月24日） ブログ「再審査請求書にご意見をください」－党大会に提出する再審査請求書への意見を求めるとともに、全国の党員に対して、自らへの同調を訴えていくことを表明した		乙38
（10月4日） ブログ「YouTube動画を重視する戦略」―「共産党の中央委員会総会で党大会の招集が決まる6日以降、私の除名問題での再審査のための活動も本格的にやっていくことになります」と述べ、YouTube動画を活用して、党中央が綱領と規約を踏みにじっていることを明らかにしていく考えを表明した		乙39

（11月4日） YouTube「チャンネル登録1000名突破　除名処分再審査請求書提出！感謝ライブ」―「このYouTubeなどで、綱領・規約に対する私の意見なども知ってもらい、（私を）支持していただいて、代議員として（大会に）出ていただけたら」と訴え、党員に原告に同調することを慫慂した		乙42
（11月12日）ブログ「共産党10中総と平行して記者会見をライブ中継」―「ここで採択される大会決議案をもとに全党で議論が展開され、来年1月の党大会に向けて代議員が選出されることになります。私はその大会における除名問題の再審査を求めていますので、10中総をもって活動を飛躍的に強化することになります」と述べ、党大会に向けた策動を強化することを表明した		乙40
（11月29日） ブログ「党内で改革をしたい方へ」―「指導部の提案に心ならずも賛成していくことになるわけですが、そのような態度は、私の除名問題が党大会で決着するまでの限定的なものに止めることです」、「私が党に戻ることがないと確定した時点で、是非、積極的なチャレンジを試みるべきだと考えます」、「本心はこうなのだと堂々と述べて改革に乗りだしてください」と訴え、党内の同調者に“党改革”にのりだすよう慫慂した		乙41
	（11月30日） 土方明果組織局長「除名処分された人物による党大会かく乱策動について」を発表し、「しんぶん赤旗」（12月1日付）に掲載。原告が党大会にむけて同調者を組織する活動を続けていることに対して、党外から党規約を破壊する行動を行いながら、党規約を根拠に除名処分の再審査を要求することは、どこの世界にも通用しないものであると批判し、反論した	甲6-5